

平成18年版 消防白書 要旨	4
----------------	---

「消防団協力事業所表示制度」の実施について	10
-----------------------	----

「火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方についての検討会」の発足	12
--	----

平成19年1月号 No.430

巻頭言 年頭の辞

TOPICS

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク発表式の開催	13
第9回全国消防救助シンポジウムの開催	14
平成18年度消防功労者総務大臣表彰式	15
平成19年1月26日は第53回文化財防火デー	16
第9回全国消防広報コンクール受賞作品の紹介	18

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊情報／平成18年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練について	22
平成18年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について	22

消防通信～北から南から

石川県 金沢市消防局「伝統と創造のまち 金沢」	24
-------------------------	----

消防通信～望楼

見附市消防本部(新潟県)／小松市消防本部(石川県)	25
甲賀広域行政組合消防本部(滋賀県)／徳島中央広域連合消防本部(徳島県)	

消防大学校だより

危険物科新設～危険物保安体制の向上を目指して～／消防大学校成績優秀者	26
------------------------------------	----

広報資料(2月分)

平成19年春季全国火災予防運動	27
住宅の耐震化と家具の転倒防止について	28
林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～	29
ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	30

INFORMATION

11月の主な通知／広報テーマ(1・2月分)	31
-----------------------	----



表紙
鹿児島県防災航空隊
「さつま」

年 頭 の 辞



消防庁長官 **高部 正男**

平成19年の新春を迎えるにあたり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、日頃のご尽力に対して心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

近年、集中豪雨等の自然災害、火災や事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示しています。昨年は平成18年豪雪、梅雨前線による大雨、台風第13号、佐呂間町の竜巻などの風水害や、弾道ミサイル発射のように国民保護の観点から見過ごすことの出来ない事案が生じました。

このような中、大規模災害や事故、テロ等に揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくためには、国、地方を通ずる防災危機管理体制を構築し、全国的、広域的な見地から消防体制の充実高度化を図るとともに、行政と住民が一体となって地域の消防防災力を強化していく必要があります。

このため、消防庁では、昨年2月に緊急消防援助隊に関する基本計画を変更し、登録部隊数を3,000隊規模から4,000隊規模へ増強する目標を定め、3月には省令改正を行い、高度な救助技術や知識及び高度な救助資機材等を有する救助隊として「特別高度救助隊」及び「高度救助隊」を政令市消防本部等に配備することとするなど、全国的見地からの災害対応体制の構築を進めているところです。

また、市町村の消防組織の体制を充実強化するため、消防の広域化が必要との観点から、昨年6月、消防組織法の改正を行い、7月には「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定するとともに、消防広域化推進本部を設置し、市町村の消防の広域化を積極的に推進しております。各市町村においても、改正後の消防組織法に基づき、自らの地域の今後の消防防災体制のあり方について、積極的な議論が行われることを期待しております。

一方、地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は地域防災力の向上に必要不可欠であります。消防団員は年々減少を続けています。消防庁では、機能別団員・分団等の新たな制度の導入を図るとともに、消防団協力事業所表示制度を本年1月1日から運用開始することとしており、引き続き、消防団の充実強化に係る様々な政策を推進し、消防団員の確保に全力で取り組んでまいります。

さらに、救命率向上に向けた救急業務の高度化・救急需要対策や、近年増加の一途をたどる住宅火災による犠牲者の減少に向け、住宅防火対策を含めた防火安全対策等も一層推進し、安心・安全な地域づくりを推進してまいります。

皆様方におかれましては、我が国の消防の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

消防の動き



平成19年

1月号

No. 430

- 平成18年版 消防白書 要旨
- 「消防団協力事業所表示制度」の実施について
- 「火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方についての検討会」の発足



平成18年版 消防白書 要旨

総務課

平成18年版消防白書が、平成18年12月19日の閣議報告を経て公表されました。ここでは、「特集」、「トピックスⅠ、Ⅱ及びⅢ」を中心に、白書のポイントを紹介します。

主な統計数値については、P.9をご覧ください。

また、白書全文については、消防庁のホームページ（www.fdma.go.jp/html/hakusho/h18/index.html）でもご覧になれます。

特集 消防組織の体制強化

一国民の安心・安全を確保する消防防災体制の確立一

はじめに

多様化・大規模化する災害・事故等から国民の生命、身体及び財産を守り、国民の安心・安全を確保するため、国・地方を通ずる防災・危機管理体制を構築し、全国的・広域的な見地から消防体制の充実・高度化を図るとともに、行政と住民が一体となって地域の消防防災力を強化することが不可欠である。

市町村の消防の広域化の推進

今後の消防体制のあり方に関する調査検討会中間報告及び消防審議会答申を踏まえ、第164回国会（平成18年通常国会）において、市町村の消防の広域化を推進するための消防組織法の改正が行われた。改正法は6月14日に公布され、同日から施行された。市町村の消防の広域化とは、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るために、常備消防の規模を拡大することである。

1. 広域化の必要性

全国の消防本部には、出動体制、住民サービス、組織管理上限界が指摘されるなど、消防の体制として十分とはいえない小規模消防本部が多く、今後、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、一刻も早く消防体制の充実強化を図ることが必要である。

2. 広域化によるメリット

（1）住民サービスの向上

災害対応の観点からは、広域化により、多数の部隊の統一的な運用による効果的な対応が可能となる。また、消防隊の増強はもとより、予防業務や救急業務について担当職員の専門化等のより質の高い消防サービスの提供が可能となる。

さらに、消防本部の管轄区域が拡大するため、消防署所の配置及び管轄区域の適正化が容易となり、現場到着時間の短縮等の効果が期待できる。

（2）消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化

本部機能の一元化による業務の効率化や消防施設設備の計画的な整備の推進、重複投資の回避等により、少ない経費で高い水準の消防サービスの提供が可能になる。

さらに、人事ローテーションの設定が容易になる等、組織管理の観点からもメリットが多いと考えられる。

3. 今後の目指す方向

消防庁では、7月12日、市町村の消防の広域化に関する基本指針を定め、平成19年度までに都道府県において消防広域化推進計画を定め、広域化対象市町村は、その後5年度以内を目標に広域化の実現を目指すこととしている。また、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしている。ただし、各市町村は管轄面積の広狭、交通事情などの地理的条件、人口動態等の地域の事情に十分な考慮が必要であるとしている。

4. 今後の取組み

消防庁では、基本指針の策定と合わせて、広域化の推進方策の検討及び広域化の取組みを支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置（7月12日）した。

今後、消防広域化推進本部を中心として全庁を挙げて広域化を推進し、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るものである。

大規模災害等に備えた災害対応力の充実強化

1. 緊急消防援助隊の計画的増強の推進

（1）緊急消防援助隊の増強整備

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、国民の安心・安全を確保し、大規模災害等への対応力を一層強化するため、平成18年2月に、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更し、緊急消防援助隊の登録目標を4,000隊規模に拡大することとし、整備を進めている。

（2）全国訓練と地域ブロック合同訓練の実施

緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力のより一層の向上を図るため、全国訓練と地域ブロック合同訓練を実施し、実践的な訓練の実施をととして、その体制等を総合的に強化することとしている。

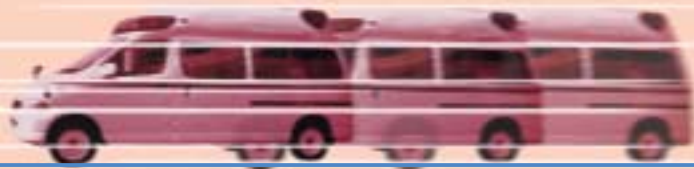
2. 高度な救助体制の全国的整備

（1）「特別高度救助隊」及び「高度救助隊」の創設と全国的配備の推進

多様化・複雑化の度合いを増す大規模災害や特殊な災害に対して、迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から救助体制等を強化する必要がある。消防庁は、新たに高度救助用資機材の装備を義務付けた「特別高度救助隊」を東京消防庁・政令市消防本部に、「高度救助隊」を中核市消防本部等に創設した。現在、「特別高度救助隊」は東京消防庁及びほとんどの政令市消防本部で、「高度救助隊」は中核市消防本部等で整備が進んでいる。

（2）消防大学校における特別高度救助隊等の教育・訓練

特別高度救助隊及び高度救助隊は、救助技術に関する高度な知識・技術を兼ね備えた隊員で構成する必要がある。平成18年度にそのための教育・訓練課程を消防大学校のカリキュ



ラムに新設し、救助部隊の活動能力の充実・強化を図ることとしている。

3. 消防防災ヘリコプターのより安全かつ積極的活用

(1) 消防防災ヘリコプターの整備状況

現在、東京消防庁をはじめ12政令指定都市及び岡山市の14消防本部で28機の消防ヘリコプターが、38道県において42機の道県ヘリコプターが整備され、45都道府県で計70機の消防防災ヘリコプターが消防活動等に運航されている。

(2) 消防防災ヘリコプターによる大規模災害時の救助活動等への備え

消防庁では消防防災ヘリコプターを緊急消防援助隊（航空部隊）に登録し、その計画的な増強を推進しているほか、派遣から現場到着までの的確な連絡手段の確保等による地上消防部隊との的確な連携体制等の確立、夜間等悪条件下における運航体制の確保、ヘリコプター複数機による活動現場での安全かつ効果的な運用体制の確保、自衛隊等他の航空部隊等との的確な連携体制の確立等に取り組んでいる。

(3) 安心して暮らせる地域社会の確保のために消防防災ヘリコプターの機動力を活かした救急業務の実施体制の確保

消防防災ヘリコプターは、救急・救助・消火活動や情報収集・指揮支援活動等に大きな役割を果たしており、平成17年中における災害出動は5,355件となっている。消防庁は、従来からヘリコプター救急要請に係るガイドラインの策定、航空消防隊への救急隊員の配置及び必要な資機材の装備、臨着場の整備促進、医療機関との連携確保など消防防災ヘリコプターによる救急業務の実施体制の充実に努めている。

4. 今後の取組み

国民のニーズに的確に応えるため、緊急消防援助隊、国内の消防体制の充実・強化に努め、大規模災害等に備えた災害対応力の更なる向上を図っていく必要がある。

消防団の充実強化施策推進

1. 消防団の必要性

消防防災体制の充実強化は、国、地方を通じて最重要課題の一つとなっており、その中でも地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上には必要不可欠となっている。

2. 消防団の充実強化に係る主な施策

(1) 消防団組織・制度の多様化

地域防災体制の充実を図るためには、住民のさらに幅広い層から消防団に参加する人を確保することが必要であるため、「消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会」を開催し、地域住民・被雇用者・女性に参加しやすい活動環境の整備及び地域住民・事業所の消防団活動への理解促進について検討を行い、提言をまとめた。

ア 機能別団員

従来からのすべての消防団活動に参加する団員を確保することが困難な場合で、その機能性等に着目し、大規模災害発生時など、ある特定の災害活動や役割を行う消防団員を配置できる制度。

イ 機能別分団

前アの機能別団員を分団として組織して活動を行う制度。

ウ 休団制度

消防団員が長期出張、育児等で長期間にわたり活動に参加することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度。

(2) 消防団協力事業所表示制度

全消防団員の約7割が被雇用者であることから、平成17年度に「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設け、消防団と事業所の協力体制の在り方について検討し、その提言を踏まえて、平成18年度に事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるとともに、協力を通じて地域における防災体制をより一層充実するための『消防団協力事業所表示制度』を構築し、市町村等による導入推進を図っていくこととしている。

3. 今後の取組み

多くの市町村等が消防団の充実強化に係る施策に理解を示し、地域の幅広い層の住民が参加しやすい環境と、被雇用者の消防団員が消防団活動を行いやすい環境を整備し、消防団員の確保について更なる推進を図ることが、消防団の充実強化になり、ひいては地域防災の充実につながる。

今後も消防団員の活動環境整備を図るほか、社会のニーズに応えた様々な取組みを検討・導入し、消防団の充実強化に向けて全力で取り組んでいくことが重要である。

トピックス I

火災予防対策の充実強化

1. はじめに

近年、防火対象物の大規模化、高層化等に伴い火災の状況も複雑化、多様化し、防火対象物の利用実態に即した防火安全対策を構築していくことが求められている。

また、住宅火災による死者数が平成15年以降連続して1,000人を超え、平成17年には1,220人と過去最多となるなど、住宅防火対策を一層推進することにより、住宅火災による死者数を減少させることが大きな課題となっている。

2. 防火対象物の態様を踏まえた総合的な防火安全対策の推進

(1) 防火対象物の火災危険性を踏まえた消防用設備等の設置

平成15年6月に消防法、平成16年2月には消防法施行令を改正し、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定が導入された。性能規定は、消防用設備等と同等以上の性能を有していると判断できる設備についてその設置を認めるものである。大規模な防火対象物等においては、性能規定の導入により消防防災システムの高度化の一層の促進を図るとともに、防火対象物の総合的な防火安全性の向上を図っている。

また、平成18年1月に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、認知症高齢者等、自力避難困難者が入所する施設における防火管理や消防用設備等に係る防火安全対策のあり方について検討を行い、「自動火災報知設備」、「消防機関へ通報する火災報知設備」、「住宅用スプリンクラー設備」の設置が必要とされた。

(2) 防火安全対策の推進

平成13年9月1日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を教訓



とし、火災予防対策について「防火管理の徹底」及び「避難・安全基準の強化」、「違反是正の徹底」等を中心に大幅な見直しを行った。

平成13年10月末現在で、小規模雑居ビルの9割以上に何らかの消防法令違反があったが、消防機関による違反是正の推進により、大きく減少しており、一定の成果を上げている。しかしながら、法令改正等に伴う新たな違反要因が生じており、引き続き小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の違反是正を推進する必要がある。

(3) 予防体制の強化

平成17年に「消防力の整備指針」が改正され、予防業務に関しては、高度化・専門化する予防業務に対応するための予防要員の資格制度（予防技術資格者）を創設し、予防業務担当係には、この資格者を1人以上配置することとなった。また、立入検査マニュアル及び違反処理マニュアルの作成や違反処理データベースの整備、違反是正推進連絡会及び違反是正支援センターの設置など、全国の違反処理担当職員の知識・技術の向上を支援する体制が整備されている。また、建築行政機関、警察機関等の関係行政機関との連携強化を図り、違反是正の推進に努めている。

3. 住宅防火対策の推進

平成17年に1,220人と過去最悪となった住宅火災による死者のうち、約6割が65歳以上の高齢者であり、今後の高齢化の一層の進展に伴い、住宅火災による死者数の増加が懸念される。このような状況に対応するため、平成16年の消防法改正により住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年までに市町村条例で定める日から適用されることとなった。しかしながら、住宅火災による死者数を低減させるためには設置の義務付けの適用時期を待つまでもなく、既存住宅に住宅用火災警報器の早期設置が重要である。また、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制するため、防災物品・防災製品の更なる普及を図ることとしている。

トピックスⅡ

救命率の向上に向けた取り組み

1. 救急業務の高度化

消防機関の行う救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、

我が国の社会経済活動の進展に従って、その体制が整備されてきた。救急救命士制度の導入、救急救命士を含む救急隊員の処置範囲の拡大、メディカルコントロール体制の整備といった取り組みの結果、救命率は向上しており、救急業務の高度化の効果がみられる。

2. 新ガイドラインの導入による心肺蘇生法の改良

心肺停止傷病者を救命する心肺蘇生法は逐次改正されており、我が国においても、平成17年11月のILCOR（国際蘇生連絡協議会）の勧告に基づいて、平成18年6月に新しい日本版救急蘇生ガイドラインが示された。消防庁では、各消防本部において新しいガイドラインに沿った救急活動や応急手当の普及啓発活動が行われるよう指導したところである。

3. 一般市民による応急手当の普及

救急自動車の要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平成7年中は約6.0分であったが平成17年中の平均では約6.5分と遅延傾向にあり、この間に救急現場に居合わせた一般市民（バイスタンダー）による応急手当が適切に実施されれば、救命率の向上に大きく寄与する。消防庁では、心肺蘇生法等の実技指導を中心とした応急手当の普及啓発活動を行っており、バイスタンダーによる心肺停止傷病者への応急手当実施率は年々増加している。また、平成16年7月より一般市民も使用可能となった自動体外式除細動器（AED）の内容も組み入れた救命講習の実施も促進しているところである。

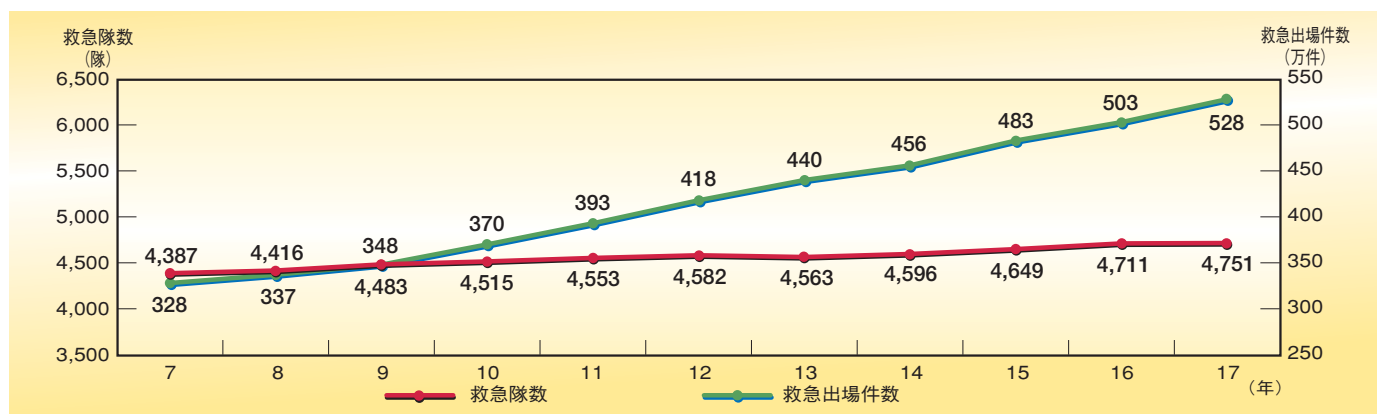
4. ウツタイン様式の導入

平成17年1月よりウツタイン様式の導入により、救急救命士による処置やバイスタンダーによる心肺蘇生法の実施が、傷病者の予後にどのような影響を与えたかということについての詳細な分析や地域間の比較が客観的データに基づいて行うことが可能となり、今後更なる救命率の向上が期待されている。

5. 救急需要急増の現状と需要対策

救急出場件数は年々増加し、平成17年中は約528万件に達し、10年間で約61%増加している一方、救急隊数は約8.3%の増加にとどまっており、救急隊の現場到着時間は遅延傾向にある。消防庁では、平成17年度に「救急需要対策に関する検討会」及び「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」

救急出場件数と救急隊数の推移





を開催し、救急需要対策に関する総合的な検討を行った。

その中で主な対策としてあげられたものは、

- ①軽症利用者等への代替措置の提供
(民間の患者等搬送事業者等の活用)。
- ②転院搬送業務への病院救急車の活用。
- ③119番受信時等における緊急度・重症度の選別
(トリアージ)。

等であり、③については、平成18年度に「救急業務におけるトリアージに関する検討会」を開催し、選別基準や運用要領の更なる検討等について引き続き検討を進めている。今後、これらの検討会の結果をもとに、各地域において適切な救急需要対策の実施が図られるよう推進していきたいと考えている。

トピックスⅢ

防災拠点となる 公共施設等の耐震化促進

1. 公共施設等の耐震化

国や地方公共団体が所有する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害対策本部や避難所となるなど防災拠点としての機能を発揮することが求められる。

消防庁では、各都道府県に対し、市町村施設も含む都道府県内の防災拠点施設の耐震化緊急実施計画（耐震診断を実施した公共施設等の5年後までの耐震改修見込み）の策定を要請するなど防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進を図るための施策を行っている。平成17年度末現在で、39都道府県で耐震化緊急実施計画が策定され、平成21年度末には約6割の公共施設等で耐震性が確保される見込みとなっている。

2. 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査

(1) 調査対象棟数

平成17年4月1日現在で地方公共団体が所有又は管理している公共施設等のうち防災拠点となる公共施設等は19万1,427棟で、このうち11万834棟（57.9%）が旧耐震基準で建築されたものである。

(2) 耐震診断の実施状況

旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震診断を実施した棟数は5万1,051棟（46.1%）である。

(3) 耐震診断に基づく措置状況

耐震診断を実施した建築物のうち、「耐震性がある」と診断された棟数及び平成17年度末までに耐震改修が完了する棟数は2万7,466棟（53.8%）となっている。

(4) 耐震化の進捗状況

地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等のうち、平成17年度末までには10万8,059棟（56.4%）の耐震性が確保されている。また、平成21年度末までには11万4,542棟（59.8%）の耐震性が確保される見込みとなっている。

(5) 総括

耐震診断の実施が大幅に増加し、耐震性の把握は進んでいるものの、耐震診断結果に基づく耐震措置の実施が追いついていないという現状が推測される。しかしながら、全体で見ると、耐震化は見込みを上回るペースで進んでおり、地方公共団体の耐震化に係る取組みが着実に進捗していることが伺える。また、市町村にあっては、都道府県と比べ耐震診断実施率、耐震率ともに低く、市町村の耐震化に係る取組みの推進

が必要である。

3. 今後に向けて

防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進捗しているものの、十分とは言えず、耐震性に係るリストの作成・公表や具体的な数値目標の設定など、耐震化に係る取組みをより一層推進することが望まれる。

消防庁においても、地方債・地方交付税による財政支援や「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」の作成・公表等の措置を講じているところであるが、今後とも、地方公共団体の早急かつ計画的な耐震化の推進を求めるとともに地方公共団体の取組みを支援していく。

本文の記述内容

第1章 災害の現況と課題

この章では、出火状況、火災による死者の状況等をはじめ、各種災害の現況及び最近の動向、消防行政の現況と課題等について、次の災害の分野ごとに記述している。

- ◎火災予防
- ◎危険物施設等における災害対策
- ◎石油コンビナート災害対策
- ◎林野火災対策
- ◎風水害対策
- ◎火山災害対策
- ◎震災対策
- ◎雪害対策
- ◎特殊災害対策等

第2章 消防防災の組織と活動

この章では、常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、緊急消防援助隊等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎消防体制
 - …消防組織、消防施設、消防財政、消防体制の整備の課題
- ◎消防職団員の活動
 - …活動状況、公務災害の状況、勤務条件、安全衛生体制の整備、消防表彰等
- ◎教育訓練体制
 - …消防職員及び消防団員の教育訓練、職場教育、消防学校における教育訓練、消防大学校における教育訓練及び技術的援助、その他の教育訓練、全国消防救助技術大会等の実施、防災教育の普及
- ◎救急体制
 - …救急業務の実施状況、救急業務の実施体制、救急医療体制、救急業務高度化の推進、救急業務体制の整備の課題
- ◎救助体制
 - …救助活動の実施状況、救助活動の実施体制、救助体制の整備の課題
- ◎航空消防防災体制
 - …航空消防防災体制の現況、航空消防防災体制の課題
- ◎広域消防応援と緊急消防援助隊
 - …消防の広域応援体制、緊急消防援助隊
- ◎国と地方公共団体の防災体制
 - …国と地方の防災組織等、地域防災計画、防災訓練の実施、防災体制の整備の課題



◎消防防災の情報化の推進

…被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立、災害に強い消防防災通信ネットワークの整備、情報処理システムの活用、情報化の今後の展開

第3章 国民保護への取組み

国民保護法に基づき地方公共団体は、警報の伝達や避難の指示、救援の実施等の国民保護措置の多くを実施する責務を有するなど、大きな役割を担うこととされ、平時においても、国民の保護に関する計画の作成や必要な組織の整備、訓練の実施などが求められている。

また、平成17年度末までにすべての都道府県において国民保護計画が作成され、市町村における国民保護計画は、平成18年度を目途に作成することとされている。

この章では、国民保護法の目的等、これまでの主な取組み、消防庁国民保護計画の作成、地方公共団体における国民保護計画の作成、今後の課題等、テロ対策について記述している。

第4章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防火防災意識の高揚を図ることが必要であり、また、大規模災害に的確に対応するためには、地域における自主的な防災活動や、ボランティアによる活動が重要である。

この章では、防火防災意識の高揚等について、次の項目ごとに記述している。

◎防火防災意識の高揚

…火災予防運動、危険物に関する意識高揚、防災知識の普及啓発

◎住民等の自主防災活動

…コミュニティにおける自主防災活動、事業所の自主防災体制、災害時のボランティア活動

◎災害に強い安全なまちづくり

…防災基盤等の整備、防災に配慮した地域づくり

第5章 規制改革への対応

近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、規制緩和などの規制改革が大きな課題となっている。

この章では、規制改革・民間開放推進3か年計画への取組み、構造改革特区制度への取組みについて記述している。

第6章 国際的課題への対応

災害から、生命、身体及び財産を守ることは万国共通の課題であり、消防防災分野における国際協力・交流は、人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全等の観点から、必要性・緊急性の高い分野である。

この章では、開発途上諸国への消防技術協力や、国際消防救助隊の活動等について次の項目ごとに記述している。

◎国際協力・国際交流

…技術協力プロジェクトの実施、開発途上諸国への専門家派遣、開発途上諸国からの研修員受入れ、国際交流

◎国際緊急援助

…設立の経緯、派遣体制、派遣実績

◎基準・認証制度の国際化への対応

…消防用機械器具等の国際規格の現況、規格の国際化への

対応

◎地球環境の保全

…ハロン消火剤等の使用抑制、消防用設備等における環境・省エネルギー対策の推進

第7章 消防防災の科学技術の研究・開発

災害の複雑多様化に伴い、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。

この章では、大規模災害・特殊災害等発生時には、現場において消防機関等と一体となった災害対応を担うこととなる消防研究センターが実施した研究開発の推進策や研究の状況、消防防災科学技術研究推進制度や消防機関等の研究等について記述している。

第8章 今後の消防防災行政の方向

経済財政諮問会議の論議を経て、平成18年7月7日に政府として閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（いわゆる「骨太の方針2006」）においても、「国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である」ことが明記された。

こうした背景を踏まえつつ、今後の消防防災行政としては、次に掲げる項目を中心に展開していくこととしている。

1. 消防組織の体制強化

- (1) 消防の広域化の積極的推進
- (2) 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化の推進
- (3) 国民保護体制の充実強化
- (4) 消防団充実強化のための施策の積極的推進
- (5) 女性消防職団員の活動環境・職場環境整備に向けた取組み

2. 大規模災害に対する備えの強化

- (1) 緊急消防援助隊の増強
- (2) 特別高度救助隊の充実強化
- (3) 大規模災害発生時の救急体制の整備
- (4) 防災上重要な公共施設等の耐震化の促進

3. 火災予防対策等の積極的推進

- (1) 防火対象物における安心・安全の確保
- (2) 住宅火災死者数半減等を目指した総力を挙げた取組み
- (3) 大都市圏等における危険物対策の総点検

4. 消防防災科学技術の向上

- (1) 産学官の連携による実践的な研究開発の推進
- (2) 火災原因調査体制の充実・高度化
- (3) 消防科学技術の研究開発に関する消防本部との連携強化

5. 消防防災分野におけるICTの活用

- (1) 高度情報技術の活用によるオペレーション機能の強化
- (2) 携帯電話等からの通報受信体制の確立
- (3) ICTを用いた効果的な人材育成の推進

6. 消防団の充実と地域防災力の強化

- (1) 消防団充実強化のための施策の積極的推進（再掲）
- (2) 総合的な危機管理体制の構築
- (3) 自主防災組織の充実・強化
- (4) 地域安心安全ステーションの全国展開
- (5) 災害時要援護者支援対策の推進
- (6) 震度情報ネットワークの高度化
- (7) 災害支援物資の備蓄・供給の調整体制の構築
- (8) 消防防災を担う人材の確保
- (9) 防災行政無線等の整備の促進

7. 救急需要対策・救急業務の高度化等に関する総合的な取り組み

- (1) 救急需要対策の推進

- (2) 救急業務の高度化等

8. 消防防災分野における国際協力

- (1) 国際的消防援助体制の充実
- (2) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

附属資料等

附属資料は、統計数値を掲載している。

また、「囲み記事」として、消防団の充実強化を図るため機能別団員制度等を導入している消防団の活動事例や近年増加傾向にある女性消防団員の紹介などトピック的な内容を記述している。

<平成18年版消防白書の主な統計数値>

1. 火災の状況

(平成17年中)

	出火件数	前年比(件数)	前年比(%)	死者数(人)	前年比(人)	前年比(%)
建物	33,049	△276	△0.8	1,611	197	13.9
林野	2,215	△377	△14.5	11	0	0.0
車両	6,630	△447	△6.3	230	△19	△7.6
船舶	124	△8	△6.1	0	△2	皆減
航空機	6	△4	△40.0	1	1	皆増
その他	15,436	△1,815	△10.5	342	14	4.3
合計	57,460	△2,927	△4.8	2,195	191	9.5

※出火件数、建物焼損床面積及び損害額は減少しているが、死者数及び焼損棟数は増加

※放火を除くと住宅火災は建物火災の57.7%

※住宅火災による死者数は3年連続して1,000人を超え、平成17年には1,220人となり、記録のある昭和54年以降最悪

※住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）のうち65歳以上の高齢者は56.6%と極めて高い

※1日当たり157件の火災が発生

※主な出火原因 1位 放火 2位 こんろ 3位 たばこ 4位 放火の疑い（放火は9年連続1位）

※放火及び放火の疑いは、1万2,264件（出火件数の21.3%）

2. 平成17年中の主な風水害による被害状況

災害名	主な被災地	死者	行方不明者	負傷者	住家被害					災害対策本部設置
					全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
6月28日北陸地方の大雨	北陸	1		7			4	178	562	1県8市町村
7月1日から6日の梅雨前線による大雨	中国、四国	4		3	3	1	25	215	2,931	5県67市町村
7月8日から10日の梅雨前線による大雨	東海、九州	6		4	5	2	2	61	515	3県33市町村
平成17年台風第11号による大雨	関東、東海			10		4	148	69	259	2県104市町村
平成17年台風第14号と前線による大雨	関東、中国、四国、九州	28	1	177	1,217	3,896	3,142	3,551	9,656	10県502市町村

※平成17年中の風水害等による死者・行方不明者は147人（前年259人）、負傷者1,545人（同3,307人）、全壊1,246棟（同1,494棟）、半壊3,933棟（同1万6,708棟）、一部破損6,145棟（同9万6,133棟）

3. 平成18年中（1月～10月）の主な風水害による被害状況

災害名	主な被災地	死者	行方不明者	負傷者	住家被害					災害対策本部設置
					全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
梅雨前線による大雨	中部、中国、九州	30	2	81	300	1,258	347	2,212	8,427	11県90市町村
平成18年台風第10号	九州			3			1			1県11市町村
平成18年台風第13号と前線による大雨	中国、九州	9	1	435	92	306	9,754	195	941	6県147市町村

※平成18年1月から10月までの風水害等による死者・行方不明者は42人、負傷者519人、全壊392棟、半壊1,564棟、一部破損1万102棟

4. 消防組織

	平成18年4月1日現在	前年比(件数)	前年比(%)	備考
消防本部	811	△37	△4.4	市町村合併と広域再編による減
消防署	1,706	2	0.1	
消防職員(人)	156,758	676	0.4	
消防団	2,584	△379	△12.8	
消防団員(人)	900,007	△8,036	△0.9	
女性消防団員(人)	14,665	801	5.8	1,029団(全体の39.8%)

※火災等への職団員の出動 105万4,729回 延べ1,265万178人

※うち団員の出動 26万5,465回 延べ466万6,653人

5. 救急出場件数及び搬送人員

	平成17年中	前年比(件数)	前年比(%)	備考
救急出場件数	5,280,428	248,964	4.9	うち救急自動車による出場件数 527万7,936件
搬送人員(人)	4,958,363	212,491	4.5	うち救急自動車による搬送人員 495万5,976人

※前年に引き続き500万件超の出場件数

※6.0秒に1回の割合で出場 国民26人に1人が救急搬送

※現場到着まで平均6.5分



「火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方についての検討会」の発足

予防課

1 目的

近年、防火対象物の有効利用の観点等から、倉庫を物品販売店舗として使用するなど、防火対象物又はその部分を一時的に従来の用途と異なる目的で使用する形態（以下「一時使用」という。）が散見されますが、そのような場合における防火安全対策に関する基準は規定されておらず、一時使用に伴う安全性の確保を図る上で防火基準等の適合性について判断が行えない面がありました。

また近年、消防用設備等の技術上の基準に性能規定化が導入され、防火対象物の用途を一時的に変更して使用する場合に対しても、収容人員や可燃物の増減など火災危険性の変化に応じて合理的な手法を選択することにより、防火対象物又はその部分の防火安全性を確保する方策の確立が求められています。

このような状況を踏まえ、消防庁では、一時使用の実態について調査・把握するとともに、一時使用における火災発生危険性等を踏まえた防火安全対策のあり方について、検討を行うために検討会を発足させました。

2 検討事項について

平成18年度

平成18年度は、次の4点について調査、検討を行う予定としています。

- (1) 一時使用についての実態把握
- (2) 一時使用における火災発生危険性等の抽出
- (3) 一時使用における防火管理体制のあり方について
- (4) 一時使用における消防用設備等の設置及び維持のあり方について

平成19年度

平成19年度は、平成18年度の検討結果を踏まえ、一時使用における防火安全対策について、必要に応じて事例等により検証を行い、その防火安全性を確保する方策について検討を行う予定です。

また、検討結果をもとに、一時使用における火災危険性の変化に応じた合理的な手法を選択できる判断基準についても併せて検討を行う予定です。

火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方についての検討会委員

（五十音順・敬称略）

委員長

志田 弘二 名古屋市立大学芸術工学研究科教授

副委員長

佐野 友紀 早稲田大学人間科学学術院助教授

委員

飯塚 正則 千葉市消防局予防部参事兼予防課長

石井 義昭 東京消防庁参事兼予防課長

今井 常弘 大阪市消防局予防部予防課長

今泉 晋 社団法人建築・設備維持保全推進協会専務理事

碓氷 辰男 社団法人日本ビルディング協会連合会

梅原 直 総務省消防庁予防課長

大河内美保 主婦連合会副会長

小嶋潤一郎 名古屋市消防局予防部指導課長

椎野 靖啓 全国展示場連絡協議会

中村 文雄 日本展示会協会 展示場・施設委員会委員長



第1回「火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方についての検討会」における志田委員長の挨拶

【一時的な用途変更イメージ】



第9回全国消防救助シンポジウムの開催

参事官

1. 概 要

消防庁では、平成18年12月13日(水)に東京都港区芝公園の「メルパルクホール」において、救助技術の向上及び啓発並びに救助隊員等相互の交流を図り、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的として、全国消防救助シンポジウムを開催しました。

今回は、航空救助事象等における対応及び航空消防隊と救助隊との連携等に関して、「ヘリコプターを活用した救助活動について」というテーマのもと開催しました。

今回のシンポジウムには、1,500名を超える消防救助関係者等が全国から参加しました。講演では、数々の航空救助事象に携わってきた海上保安庁の特殊救難隊長から、「海上保安庁における回転翼機での航空救難」についてお話をいただいたほか、鹿児島県防災航空センターの防災航空隊長から平成18年7月22日に鹿児島県北部において発生した豪雨災害における航空救助活動概要を報告していただきました。

この講演に引き続き、航空救助技術の研究成果、救助活動事例等の発表や意見交換なども行いました。

本シンポジウムの内容については、後日記録集を発行し、消防本部等に配布する予定です。

2. 内 容

(1) 講 演

- ・佐々木千寿（海上保安庁第三管区海上保安本部羽田特殊救難基地特殊救難隊長）

「海上保安庁における回転翼機での航空救難について」

- ・田代 昌士（鹿児島県危機管理局防災航空センター防災航空隊長）
- 「鹿児島県北部豪雨災害による航空救助活動概要」

(2) 事例研究発表

全国の消防本部の応募の中から選ばれた6事例の発表が行われました。

発表者及び演題は以下のとおりです。

- ・大町 正人（仙台市消防局）
「消防航空隊と地上部隊との連携活動について」
- ・佐藤 浩三（東京消防庁）
「レッグバックを活用したりペリング降下法の導入及び有効方策」
- ・松井 潤一（名古屋市消防局）
「がんばろう航空連携隊」

- ・竹内 幹人（京都市消防局）
「京都市消防局における航空救助体制について
～全特別救助隊に対する教育・訓練～」
- ・下村 隆英（西宮市消防局）
「河川におけるヘリコプター救助活動事例について」
- ・福島 信二（熊本県防災消防航空隊）
「ヘリコプター吊り上げ時におけるバケットストレッチャー回転事案」

(3) パネルディスカッション

「ヘリコプターを活用した救助活動について」と題し、佐々木千寿海上保安庁第三管区海上保安本部羽田特殊救難基地特殊救難隊長、吉沢俊二埼玉県危機管理防災部防災航空センター防災航空隊長、額額吉博愛知県防災局消防保安課防災航空グループ防災航空隊長、堀田潤一京都市消防局警防部消防救助課消防航空隊長、居垣裕之大阪市消防局城東消防署特別救助隊（航空救助）担当司令、田代昌士鹿児島県危機管理局防災航空センター防災航空隊長、田島松一東京消防庁警防部救助課長を迎え、中地弘幸総務省消防庁国民保護・防災部応急対策室航空専門官、近藤晃同参事官補佐の両名をオブザーバーとし、田島氏の司会進行及びコーディネートで意見が交換されました。

3. おわりに

開催にあたり、全国から定員を超える参加希望があり、盛会のうちに終了することができました。

今後、本シンポジウムが全国の救助隊員等の情報交流の場として積極的に活用され、今後の救助技術の向上に大きな役割を果たしていくことを期待しています。



第9回全国消防救助シンポジウム・パネルディスカッションの様子

平成18年度消防功労者総務大臣表彰式

総務課

平成18年度消防功労者総務大臣表彰式が、去る平成18年11月29日（水）11時から虎ノ門パストラルホテルにおいて、大野松茂総務副大臣、高部正男消防庁長官の出席のもと、秋本敏文財団法人日本消防協会理事長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

消防功労者総務大臣表彰は、昭和63年に創設され、「国民の生命、身体、財産を災害等から防護するため、地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について尽力している消防団員及び消防関係者の士気高揚を図り、職務に精励する励みとする」ことを目的で、実施しているものです。

受賞者は、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防火思想の普及等に尽力し、その功績が顕著な方々です。

表彰式では、大野総務副大臣から、受賞者代表2名に対して表彰状が授与されました。

なお、今回受賞者の方々は次のとおりです。

三 宮 久 藏	北海道釧路市消防団 団長
日ヶ久保 喜一	青森県おいらせ町百石消防団 団長
遠 藤 信 夫	岩手県岩泉町消防団 団長
荒 井 壯	茨城県常総市水海道消防団 団長
伊 東 廣 一	神奈川県横浜市神奈川消防団 団長
川 島 勝	新潟県新潟市消防団 団長
福 島 順 二	富山県富山市消防団八尾方面団 方面団長
石 田 重	大阪府河南町消防団 団長
大 川 龍 助	奈良県下市町消防団 団長
古 田 隆	和歌山県日高川町中津消防団 団長
山 本 幸	広島県広島市安佐北消防団 団長
藤 川 鞆 道	山口県和木町消防団 団長
岩 口 巖	福岡県大任町消防団 団長
濱 貞 男	長崎県時津町消防団 団長
藏 満 一 俊	鹿児島県姶良町消防団 団長
横 野 登代子	栃木県婦人防火クラブ連合会 会長
佐久間 伸 子	大分県婦人防火クラブ連合会 会長



代表受領者（古田 隆氏）



代表受領者（佐久間伸子氏）



平成18年度消防功労者総務大臣表彰式

平成19年1月26日は第53回文化財防火デー

予防課

昭和24年1月26日に、奈良県の法隆寺金堂から出火し、1,300年の歴史を持つ日本最古の壁画が焼損しました。その後も貴重な文化財の火災が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年に1月26日を「文化財防火デー」と定め、以来この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開してきました。

昭和25年の文化財保護法の制定以後、国指定の文化財が火

災の被害を受けた例としては、昭和25年の京都市の鹿苑寺金閣、昭和31年の滋賀県の延暦寺大講堂のほか、近年では、平成10年の奈良県の東大寺戒壇院千手堂及び平成12年の京都市・寂光院の木造地藏菩薩立像などがあります。

文化財防火は文化財の所有者、管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関などが一体となって継続的に取り組む必要があります。

今年度も、次に掲げる実施要項にもとづき、全国的な文化財防火運動を実施していく予定です。



大本山 増上寺(東京都：港区)での文化財防火デー消防演習(平成18年1月23日)

(写真提供：東京消防庁)

第53回 文化財防火デー実施要項

第1 趣 旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日(昭和24年)に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものである。

第2 主 唱

文化庁・消防庁

第3 名 称

第53回 文化財防火デー

第4 期 日

平成19年1月26日(金)

第5 実施方針

- 1 国及び地方公共団体は、国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財は国民共有の貴重な財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防

火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。

- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第6 実施事項

- 1 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。

- (1) 政府刊行物による広報
- (2) 放送・新聞等による広報

- 2 地方公共団体にあっては、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。

- (1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導

- (2) 広報活動

- ア 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

- (3) その他

- ア 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における適切な行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）
- ウ 放火による火災が多発していることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知と樹立の要請

- 3 文化財の所有者及び管理者は、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で、次の事項を実施するものとする。

- (1) 防災訓練の実施

- ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施
- 消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を

活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。
この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、当該指定物件の性質を熟知の上、慎重に行い、物件によっては実物を避け、代替物件を用いて行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。

- イ 防災訓練後の点検、整備及び研究

消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるように努めること。

- (2) 防災対策の推進

- ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。

また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有、管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。

- イ 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善

- ウ 巡視等の励行

- エ 通報、情報、警報連絡体制の確立

- オ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。

- カ 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

- キ 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

- ク 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理

- ケ 避難路、避難場所の点検及び整備

- コ 市町村火災予防条例による、たき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行

- サ 文化財周辺環境の整理・整頓

- シ 消防機関による防火診断

第9回全国消防広報コンクール受賞作品の紹介

総務課

消防庁では、「第9回全国消防広報コンクール」(後援：全国消防長会、財団法人 日本消防協会)を開催しました。

このコンクールは、全国の消防本部及び消防団から応募のあった広報紙(誌)、広報写真、広報ポスター・カレンダー、ホームページの各部門において、広報技術が優秀なものを選定し、これを全国的に紹介することにより、各団体における広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与することを目的としています。

選考委員(敬称略・順不同)

長岡 光弘	〔(株)ポイント代表取締役社長(グラフィックデザイナー)〕(代表選考委員)
吉村 潔	〔(株)メディア・プレーン代表取締役(エディター)〕
田中 里沙	〔(株)宣伝会議「宣伝会議」編集長〕
君波 昭治	〔共同通信社 編集局写真部副部長〕
酒井ゆきえ	〔キャスター、(社)日本国際青年文化協会理事〕

去る平成18年11月7日(火)には、広報に関する専門家等で構成する表彰選考会を開催し、厳正な審査の結果、受賞作品を決定し、12月7日(木)には、消防庁長官室において表彰式を行いました。



高部正男消防庁長官と受賞者

今回は、広報紙部門56点、広報写真部門40点、広報ポスター・カレンダー部門27点、ホームページ部門15点の計138点の応募がありました。



表彰選考会

また、12月7日(木)から12月14日(木)まで、消防庁が所在する中央合同庁舎第2号館の1階アトリウムにおいて、受賞作品の展示を行いました。



受賞作品の展示

■第9回 全国消防広報コンクール 審査評

手にとりじっくりと情報を伝えられる広報紙、情報を視覚的に訴求する写真、視覚的なアイデアと表現で訴求を図るポスター、双方向性とリアルタイムに情報訴求を図れるホームページなど、消防広報コンクールの広報メディアも様々な特性を持っている。同じ訴求情報でも、どのメディアを選択するかは広報担当者の腕の見せ所である。

一方、同じ訴求情報を様々なメディアを用いて複合的に展開する、広報手段も一般的となっている。それは、ホームページと広報紙の連動、広報紙とポスターとの連動、全てのメディアとの連動などである。広報の目的と目標達成の為に、訴求力を高めるメディアミックスを試みたいものである。

さて、審査を行った感想であるが、どの部門も回を追うごとに表現スキルの向上が見てとれる。その例として、広報紙部門では、本文の可読性、レイアウト力、ビジュアル素材の多彩な活用力の向上。写真部門では、様々な広報メディアに用いることが出来る質の高い作品群。ポスター・カレンダー部門では、ビジュアルに視覚的なアイデアの工夫が見られる。ホームページ部門では、動画像をはじめ音声機能、文字の大きさを調整できる機能など、ユーザーに考慮した機能が挙げられる。どの作品にも光る部分があり、審査に苦慮したことを付け加えたい。なお、惜しくも選外となった作品も技量は高い。

(代表選考委員：長岡光弘)

●広報紙(誌)部門 (応募総数・56作品)

作品内容は、広報紙と副教材冊子・火災事例冊子である。広報紙は、地域住民と消防関係者向けの情報が一冊に掲載されている広報紙が多い。従って、訴求対象者別に分かりやす

い紙面の割付と、情報内容の企画・表現が求められる。また、副教材・事例冊子も同様に、訴求対象者に向けて分かりやすく編集が施されているかが、審査の基準であった。



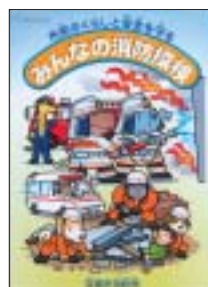
最優秀賞
胆江地区消防組合消防本部
「たんこう消防119」



優秀賞
朝来市消防本部
「朝来市119だより」



優秀賞
薩摩川内市消防局
「消防広報 みんなの119」



入選
京都市消防局
「みんなの消防探検」



入選
札幌市消防局
「目で見える火災事例集」
～大切な我が家を守るために～



入選
甲賀市消防団
「田堵野消防団広報誌『まとい』」

最優秀賞

岩手県 胆江地区消防組合消防本部「たんこう消防119」

紙面全体を通して、可読性の優れた作品である。また、レイアウトと共に色使いも上手い。情報内容に応じて変化する、メリハリのある紙面表現に好感が持てる。見出しと小見出しも分かりやすく、読者の視点で編集されている。総合的な編集技量が高く、最優秀賞に推挙された。

優秀賞

兵庫県 朝来市消防本部「朝来市119だより」

表紙をはじめ、紙面のいたる所に、数多くの地域住民が紙面に登場しており、広報効果を配慮した編集が施されている。紙面表現に派手さは無いが、視線を意識したレイアウト、2色の用い方、本文の組み方など、ツボを抑えた表現技量が光る。

鹿児島県 薩摩川内市消防局「消防広報みんなの119」

ページごとに情報内容を変え、分かりやすく編集構成が施されている。また、イラスト・写真などを用いて、読者に興味を抱かせる表現工夫を紙面の随所に見てとれる。悔やまれるのは、横組みの本文で、1行の文字数が多く可読性に考慮したい。

入選

京都府 京都市消防局「みんなの消防探検」

消防の役割ごとに動物キャラクターを設定し、小学生に向けて楽しく分かりやすく訴求を行っている。ページ構成も情報内容ごとによく整理されている。イラスト・写真などを多彩に活用し、魅力ある冊子に仕上げている。

北海道 札幌市消防局「目で見える火災事例集～大切な我が家を守るために～」

市内の火災発生状況・出火原因など、データを基に説得力のある編集が施されている。また、グラフ・写真・イラストを用いて、分かりやすく視覚的に表現されている。企画が良く、市民に広報の目的が明確に伝わる作品である。

滋賀県 甲賀市消防団（甲賀方面隊第4分団田堵野班）「田堵野消防団広報誌『まとい』」

出力紙にプリントアウトされた団員手造りの作品であるが、広報に対する熱意を紙面から感じる。レイアウトとフォントの使い方に難な面も見受けられるが、親しみのある魅力的な広報紙となっている。

●広報写真部門 (応募総数・40作品)

どの作品も広報写真としての視点で写し出された力作揃いである。真剣に取り組む訓練、隊員と住民とのふれあいを見事に捉えた作品を多く目にした。写真は広報物に多目的に用

いられることが多い。その意味で、見る側に何を訴えているかの訴求表現力が審査の重要なポイントとなった。



← 最優秀賞
高松市消防局「安心」

優秀賞
見附市消防本部「消防団 災害時は助け合い」(4枚組写真)



優秀賞 東京消防庁
「一線延長」



入選 砂川地区広域消防組合消防本部
「ヨッ!!」



入選 埼玉西部広域消防本部
「たいへんよくできました」



入選 埼玉西部広域消防本部
「がんばれ、新入隊員」

最優秀賞	香川県 高松市消防局「安心」 テーマである「安心」を、象徴的かつ力強く表現されている。また、視覚的に計算された構図、赤を基調としたシンプルな色彩、小鳥を大切にする手の仕草など、観る人の心に強く焼き付ける作品である。ポスターのビジュアルとしても活用できる、表現力の高い広報写真である。
優秀賞	新潟県 見附市消防本部「消防団 災害時は助け合い」 除雪作業を行う団員を写した4枚組の写真は、1枚1枚が音と動きを感じる表現となっている。また、セミロングからロングショットへと映画のシーンを思わせる写真の構成も、組み写真ならではの編集技量が光る。 東京都 東京消防庁「一線延長」 訓練に取り組む隊員の気迫に満ちた表情を、上手く捉えている。また、隊員の掛け声をも、観る人に感じさせる臨場感のある作品である。写真に賭けるカメラマンの熱意を、この1枚は物語っている。
入選	北海道 砂川地区広域消防組合消防本部「ヨッ!!」 団員をセンターに配置したカメラアングルが、安定感のある写真として表現されている。また、背景は空のみで団員をシンプルに写し出しており、力強く印象の残る作品となっている。 埼玉県 埼玉西部広域消防本部「たいへんよくできました」 優しく指導を行う隊員と子供達の信頼関係が伝わる、ほのぼのとした広報写真である。また、子供達の豊かな表情を、上手く捉えている。一見なんでもないような写真であるが、シャッターチャンスを見事にものにしている。 埼玉県 埼玉西部広域消防本部「がんばれ、新入隊員」 俯瞰からの構図が、緊張感のある作品となっている。また、訓練に取り組む隊員の真剣な表情を上手く捉えている。広報写真としての視覚的な計算を考慮した、カメラマンの技量が光る。

●広報ポスター・カレンダー部門（応募総数・27作品）

ポスターの訴求内容は、火災予防の啓発が最も多く、次いで救急活動であった。一方、カレンダーは少数の応募であった。次回に期待したい。ポスターメディアの基本的な表現方法

は、一目で興味を湧かせ訴求するものである。その意味で、アイデアのあるビジュアルとフレーズ、全体のデザイン力が、入選と選外の分かれ目となった。



最優秀賞 大津市消防局
「危険物ポスター」



優秀賞 箱根町消防本部
「火災予防ポスター」



優秀賞 大阪市消防局
「救急ポスター」



入選 守口市門真市消防組合消防本部
「防火ポスター」



入選 小松市消防本部
「防火ポスター」



入選 田川地区消防組合消防本部
「救急ポスター」

最優秀賞	滋賀県 大津市消防局「危険物ポスター」 キービジュアルに漢字の「危」を大胆に表現し絞り込んだ色使いが、インパクトのあるポスターを創りだしている。また「危」の文字には、線画のイラストレーションが組み込まれており、視覚的にも楽しく興味を湧かせる表現が施されている。レイアウトもシンプルで、観る人の視覚的な計算に配慮した表現である。
優秀賞	神奈川県 箱根町消防本部「火災予防ポスター」 単純な構成とダイレクトなビジュアル表現が力強く、好感が持てる。あわせて、色数を抑えた表現が印象深い表現となっている。中学生が描いたポスターは、一目で訴求内容を明示しており、分かりやすいポスターである。 大阪府 大阪市消防局「救急ポスター」 シンプルな表現である。リリしく表現された救急救命士の写真が、ポスターとしての緊張感を醸し出している。あわせて、左側のキャッチフレーズの大きさと、ボディコピーの大きさのバランスも良い。救命士の役割と大切さをアピールする作品となっている。

入
選

大阪府 守口市門真市消防組合消防本部「防火ポスター」

連携を表現のキーワードとした作品は、俯瞰からの写真、下部に配置されたキャッチフレーズなど、安定感のあるレイアウトである。特に手書きのキャッチフレーズが、ポスターのインパクトを強める効果を発揮している。

石川県 小松市消防本部「防火ポスター」

住宅火災の主な要因となる箇所を、小学生が描いたヒューマンな図案を用いて、上手に訴求している。悔やまれるのは「だいじょうぶ？」のフレーズで、可読性がやや劣る。とは言え、絵の持つ魅力が、人を惹きつけるポスターとして仕上がっている。

福岡県 田川地区消防組合消防本部「救急ポスター」

啓発ポスターは、ややもするとお仕着せに見えがちである。しかし、職員が描いた漫画チックなイラストが、観る人にいやみのないソフトな語りかけを行っている。事例を含めて、分かりやすく訴求を図っている作品である。

●ホームページ部門（応募総数・15作品）

回を重ねるごとにコンテンツの充実が見受けられる。トップページをはじめ、各階層も視覚的な表現が施された作品が多く、デザイン力と操作性の優れた力作揃いであった。また、フラッシュを用いた画像なども見受けられ、スキルは

高い。ホームページは、様々なユーザーがアクセスする。コンテンツの企画内容と共に、アクセシビリティが審査の要となった。



最優秀賞 瀬戸内市消防本部
<http://www.city.setouchi.lg.jp/fire>



優秀賞 東大阪市消防局
<http://www.h-119.jp>



優秀賞 小松市消防本部
<http://www.tvk.ne.jp/~kfd119>

入選 本所消防団 →
<http://www.geocities.jp/ojq6zdro>



入選 愛知郡広域行政組合消防本部
<http://www.biwa.ne.jp/~echifd>



入選 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
<http://119.kouiki.kitakata.fukushima.jp>

最
優
秀
賞

岡山県 瀬戸内市消防本部

コンテンツを分かりやすく整理表現されている、トップページである。単純な視覚構成であるが、どのコンテンツも見やすく目の疲れしない表現が施されている。また、文字の調整機能も高齢者にとって嬉しい配慮である。ホームページ全体を通して、ベーシックな表現であるが操作性が高く、審査委員全員の推挙で最優秀賞を射止めた。

優
秀
賞

大阪府 東大阪市消防局

医療機関情報、外国人に対応した119番通報、目の不自由な方を対象とした音声ホームページなど、コンテンツが充実している。また、各情報ごとに扉が設けられており、分かりやすく表現されている。視覚的にも、写真・イラストを情報内容ごとに使い分け、訴求力を高めている。

石川県 小松市消防本部

ライブカメラ、リアルタイムに知らせる火災情報など、ホームページの持つメディア特性を活かしたコンテンツに好感が持てる。また、キッズページでは、ゲーム・紙芝居など楽しく学べる企画が良い。広報担当者のホームページに対する熱い思いを感じる作品である。

入
選

滋賀県 愛知郡広域行政組合消防本部

コンテンツごとの情報が充実している。トップページは、シンプルな表現で構成されており、コンテンツも分かりやすく整理表現されている。また、色使いも上手い。階層ごとに変化のあるデザインが施されている。

東京都 本所消防団（第7分団）

地域の紹介、分団紹介、お宝紹介など、分団のホームページならではのコンテンツとなっている。どのコンテンツも、魅力のある写真と文章で構成されている。手造りならではの温か味のある作品である。

福島県 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部

ふれあいコーナー、動画コーナー、学習コーナーなど、視覚的にも楽しめるコンテンツが充実している。一方、コンテンツによっては、雑な表現も見受けられ悔やまれる。とは言え、分かりやすい階層で構成されている。



緊急消防援助隊情報

応急対策室

先月号に引き続き、今月は平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の九州及び近畿地域の実施状況を紹介いたします。

平成18年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練について

福岡県総務部消防防災安全課

平成8年度から九州各県持ち回りで実施されてきたこの訓練も本県での開催が2回目となり、前回の福岡市での実施について北九州市若松区で実施しました。

1. 実施日 平成18年10月20日(金)、21日(土)

2. 実施場所 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番一帯

3. 参加消防防災機関(順不同)

九州各県47消防本部(局)、広島市消防局、長崎県防災航空隊、熊本県防災消防航空隊、鹿児島県防災航空隊、福岡県内26消防本部(局)(県内消防相互応援)

4. 協力機関(順不同)

陸上自衛隊第4師団、第七管区海上保安本部、福岡県警察本部、日本赤十字社福岡県支部、北九州市医師会、久留米大学(ドクターヘリ)、KDDI株式会社

5. 訓練参加部隊数

出動隊 130隊、人員530名、車両121台、ヘリ6機、船舶1隻

協力機関 人員195名、車両18台、ヘリ2機



参加した各県緊急消防援助隊

救助救出活動

6. 実施内容

第1部訓練(被災地初動対応訓練)と第2部訓練(緊急消防援助隊合同訓練)を2日間にわたって実施しました。

7. 主な訓練項目の具体的内容

(1) 参集訓練及び通信運用訓練

福岡県で今年度整備した消防無線システムの運用試験を兼

ねて緊急消防援助隊調整本部(県庁)と緊急消防援助隊との間で直接、全国共通波を用いた通信を行うことにより、迅速な情報収集及び伝達が可能であることを検証することができました。

(2) 中高層建物消火・救出訓練

訓練途中で、中高層建物訓練施設の一部を余震発生 of 想定で倒壊させ、活動中の各部隊の退避訓練を実施しました。

実際に施設の一部を倒壊させることにより、活動中に余震が発生した場合、自隊の安全確保をどう図るかということを検証することができました。

(3) 救急指揮所・トリアージ及び応急救護所設置運営訓練

各訓練に指定した救急部隊を貼り付けるのではなく、救急隊は救急指揮所に集め、発生した負傷者数に応じて部隊を運用することについて検証することができました。



調整本部等設置運営訓練

ドクターヘリとの連携訓練実施状況

8. まとめ

今回の訓練は、緊急消防援助隊調整本部の設置運営訓練をはじめ、各種部隊運用訓練により他県隊及び関係防災機関との連携の検証について、航空部隊を除く緊急消防援助隊としての出動・受援の経験がない九州ブロックとして、非常に意義のあるものになりました。

訓練にあたり、ご支援・ご協力をいただきました総務省消防庁、九州各県、参加消防機関及び関係防災機関の皆様に深く感謝申し上げます。

平成18年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について

京都府総務部消防室

平成18年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を、京都市を震源とするマグニチュード7.5の直下型地震(花折断層地震)の発生により京都市内を中心に甚大な被害が発生したと

の想定で、近畿2府7県緊急消防援助隊や警察機関、自衛隊等の連携活動能力の向上を図ることを目的に、近畿府県合同防災訓練及び京都府総合防災訓練と併せて実施しました。



緊急消防援助隊 情報

緊急消防援助隊情報

応急対策室

先月号に引き続き、今月は平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の九州及び近畿地域の実施状況を紹介いたします。

平成18年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練について

福岡県総務部消防防災安全課

平成8年度から九州各県持ち回りで実施されてきたこの訓練も本県での開催が2回目となり、前回の福岡市での実施について北九州市若松区で実施しました。

1. 実施日 平成18年10月20日(金)、21日(土)

2. 実施場所 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番一帯

3. 参加消防防災機関(順不同)

九州各県47消防本部(局)、広島市消防局、長崎県防災航空隊、熊本県防災消防航空隊、鹿児島県防災航空隊、福岡県内26消防本部(局)(県内消防相互応援)

4. 協力機関(順不同)

陸上自衛隊第4師団、第七管区海上保安本部、福岡県警察本部、日本赤十字社福岡県支部、北九州市医師会、久留米大学(ドクターヘリ)、KDDI株式会社

5. 訓練参加部隊数

出動隊 130隊、人員530名、車両121台、ヘリ6機、船舶1隻

協力機関 人員195名、車両18台、ヘリ2機



参加した各県緊急消防援助隊

救助救出活動

6. 実施内容

第1部訓練(被災地初動対応訓練)と第2部訓練(緊急消防援助隊合同訓練)を2日間にわたって実施しました。

7. 主な訓練項目の具体的内容

(1) 参集訓練及び通信運用訓練

福岡県で今年度整備した消防無線システムの運用試験を兼

ねて緊急消防援助隊調整本部(県庁)と緊急消防援助隊との間で直接、全国共通波を用いた通信を行うことにより、迅速な情報収集及び伝達が可能であることを検証することができました。

(2) 中高層建物消火・救出訓練

訓練途中で、中高層建物訓練施設の一部を余震発生の想定で倒壊させ、活動中の各部隊の退避訓練を実施しました。

実際に施設の一部を倒壊させることにより、活動中に余震が発生した場合、自隊の安全確保をどう図るかということを検証することができました。

(3) 救急指揮所・トリアージ及び応急救護所設置運営訓練

各訓練に指定した救急部隊を貼り付けるのではなく、救急隊は救急指揮所に集め、発生した負傷者数に応じて部隊を運用することについて検証することができました。



調整本部等設置運営訓練

ドクターヘリとの連携訓練実施状況

8. まとめ

今回の訓練は、緊急消防援助隊調整本部の設置運営訓練をはじめ、各種部隊運用訓練により他県隊及び関係防災機関との連携の検証について、航空部隊を除く緊急消防援助隊としての出動・受援の経験がない九州ブロックとして、非常に意義のあるものになりました。

訓練にあたり、ご支援・ご協力をいただきました総務省消防庁、九州各県、参加消防機関及び関係防災機関の皆様に深く感謝申し上げます。

平成18年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について

京都府総務部消防室

平成18年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を、京都市を震源とするマグニチュード7.5の直下型地震(花折断層地震)の発生により京都市内を中心に甚大な被害が発生したと

の想定で、近畿2府7県緊急消防援助隊や警察機関、自衛隊等の連携活動能力の向上を図ることを目的に、近畿府県合同防災訓練及び京都府総合防災訓練と併せて実施しました。



1. 実施日

平成18年10月24日(火)、25日(水)

2. 実施場所

- ・総合受援訓練会場
京都市「京都市消防活動総合センター」
- ・合同実働訓練会場
京都市伏見区下鳥羽桂川河川敷「桂川緑地久我橋東詰公園」
- ・航空部隊総合受援訓練
京都市伏見区「京都消防ヘリポート」、「中央競馬会京都競馬場東駐車場」

3. 参加機関(順不同)

福井県隊・三重県隊・滋賀県隊・大阪府隊・兵庫県隊・奈良県隊・和歌山県隊・徳島県隊・京都府内応援隊・京都市消防局・京都府・京都市・自衛隊・警察・指定公共機関・指定地方公共機関・医療機関等・民間団体、合計159機関(車両248台、航空機15機、人員1,065名)うち、緊急消防援助隊参加部隊 83本部 176隊 642名 航空機10機)

4. 実施訓練

(1) 緊急消防援助隊総合受援訓練・航空部隊総合受援訓練(10月24日)

- 〔地上部隊〕 応援要請等情報伝達訓練、応援部隊集結・受入訓練、京都市緊急消防援助隊調整本部設置運用訓練、給食・野営訓練、図上訓練
- 〔航空部隊〕 指揮支援隊参集訓練、初期情報収集伝達訓練、航空部隊参集訓練、航空部隊活動調整所運用訓練

(2) 合同実働訓練・航空部隊運用訓練(10月25日)

- ・活動調整本部運用訓練
- ・座屈高層建物救出訓練、がれき下からの救出訓練、トンネル崩落救出訓練
- ・都市型水災対応訓練、毒劇物災害対応訓練、大規模火災対応訓練
- ・応急救護所運用訓練、合同救護拠点運用訓練
- ・航空部隊運用訓練

5. 主な訓練内容

(1) 地上部門

事前に応援部隊の到着時刻や出動経路を調査し、その結果をもとに緊急消防援助隊調整本部等での誘導、受入、部隊編成、出動計画を樹立するなど、受援に係るシミュレーション訓練を実施しました。京都市消防活動総合センター内に設置された調整本部に、京都府から調整本部運営員を派遣し、消防庁の現地派遣職員、大阪市消防局、神戸市消防局の指揮支援部隊を交え、作戦計画の樹立と部隊運用等について検討を行いました。



毒劇物災害対応訓練

(2) 航空部門

防災直後においては、京都市消防局(消防航空隊)が中心となって、各機関の航空隊のコントロールや任務付与等を行いました。また、各機関航空隊の活動の調整を行うための調整所を京都市消防ヘリポートに設置するとともに、航空機の駐機・活動拠点として、京都競馬場駐車場を使用しました。

(3) 野営訓練と激励巡視

近畿1府7県の各府県隊と京都府内応援隊が京都市消防活動総合センターで野営訓練を実施しました。野営訓練会場では訓練参加各隊員が集結し、初動訓練の検証を行うとともに、2日目の合同訓練にあたり作戦会議が行われました。また、寺村映消防庁審議官により激励巡視が行われました。

(4) 合同実働訓練

現地に活動調整本部を設置し、災害活動を実施する消防、自衛隊、警察、医療の各機関が、情報の共有や活動地域、範囲を協議決定し、安全かつ迅速で効果的な現場活動を実施しました。こうした調整本部を設置しての訓練は初めての試みとなりました。

災害現場活動には、緊急災害医療チーム(DMAT)を投入するとともに、消防・自衛隊・警察・医療機関との同一現場での共同活動を想定した訓練を実施しました。また、関西電力や大阪ガス、NTTなどライフライン機関は、災害現場活動の支援機関として位置付け、現地活動や災害救護拠点への電力供給などを実施するとともに、消防機関については、訓練の事前打ち合わせを極力削減するなど、シナリオのない、より実践に近い形での取組みとしました。

6. 訓練を終えて

今回の訓練に際し、京都府では実行委員会を設置し、訓練の企画・立案を京都市消防局の全面的な協力を得、消防庁と協議しながら訓練の準備を進めてきました。



一斉放水

訓練の内容につきましては、できるだけ実災害に近いものとし、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関が協同して実践的な災害防御活動を実施するとともに、警察、自衛隊及び医療機関等の防災関係機関が連携協力して総合的な実働訓練を実施することとしました。幸いにも当日は天候に恵まれ、予定した訓練をすべて実施することができました。

京都府では今回の訓練を通じて、当初の目的どおり受援計画を十分に検証することができたものと考えており、今後、検証結果をもとにさらに実効性のあるものに見直すこととしております。

最後になりましたが、今回の訓練に際して、ご指導、ご協力いただいた総務省消防庁、近畿ブロック各府県、参加の各消防機関・各協力機関の皆様方に深く感謝申し上げます。



石川県 金沢市消防局
消防局長 宮本 健一



伝統と創造のまち 金沢

金沢市は、県の中央よりやや南寄りに位置し、東は白山山系、砺波丘陵をはさんで富山県小矢部市・南砺市に接しており、西は日本海に面し、北は内灘町・津幡町、南は白山市・野々市町と境を接しています。

本市は、平野に細長く突き出た三つの台地（卯辰山丘陵地、小立野台地、寺町台地）と、その間を流れる犀川、浅野川の二大清流を有し、自然環境にめぐまれた地形にあります。



金沢の町は、小立野台地の先端に築城された前田家加賀百万石の居城金沢城や日本三大名園の1つとして「宏大、幽邃、人力、蒼古、水泉、眺望」の六勝を兼ねそなえた有名な兼六園を中心に、その外側に寺院群が配置され、各地から招き入れられた美術工芸家などの職人が居住する町家などが四方に広がった城下町です。

金沢市は、幸いにして400年余にわたり戦禍にまみえることがなかったこともあり、旧市街地を中心に、土堀と石畳が連なる昔ながらの武家屋敷群や国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている東茶屋街など藩政期の風情を今に残す貴重な町並みがそこに点在し、金沢独特の情緒を醸し出しています。



ライトアップされた東茶屋街

本市では、このように貴重な文化的財産を大切にしながら伝統環境を磨き高め、独自の学術・文化の創造を進め、より活力ある「世界都市金沢」の実現を目指しています。

当消防局は、市内に4課4署8出張所を配し、413人の消防職員で組織され、3団49分団1,117人の消防団員とともに市民の生命、身体、財産を守っています。

加賀火消しの伝統を受け継ぐ本市の消防団員は、災害現場での勇猛果敢な活動はもとより、「加賀鳶はしご登り」の伝統保存にも力を注いでおり、平成7年には金沢市の無形民俗文化財に指定され、毎年1月の出初式や6月上旬に開催される百万石まつりなどで、勇壮な演技を披露し、多くの観客から喝采を得ています。

金沢市では、住宅からの火災による被害を最小限に止めるため、既存の一般住宅への住宅用火災警報器の設置期限を平成20年5月末



加賀鳶はしご登り

までとし、その設置を促進するため、全国に先駆け平成16年に金沢市住宅防火対策推進ネットワークを立ち上げ、積極的な活動を展開しています。その結果、本市の婦人（女性）防火クラブ協議会の自主的な活動として、近々に市内各世帯への住宅用火災警報器の周旋活動がスタートすることとなりました。当消防局としても、今後、この成果に大きな期待を寄せているところであります。

また、一方で大規模な自然災害をはじめ、一つの自治体のみでは対応が困難な災害が全国各地で頻発していることを踏まえ、18年8月27日



金沢市・内灘町合同市民震災訓練

に「高めよう 地域の防災力」をスローガンに近隣の内灘町とも連携して、市民震災訓練を実施し、災害時の市域を超えた共助のあり方について、地域住民相互で確認し合いました。

おわりに

消防を取り巻く環境が大きく変化する中、住民と協働して、より一層安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、職団員一丸となって精進してまいります。

女性防火クラブと合同で防災製品の燃焼実験を実施

見附市消防本部

見附市消防本部は18年11月12日、火災予防運動の行事の一環として、太田町女性防火クラブと合同で防災製品の燃焼実験を実施しました。実験は、防災製品と一般製品の衣類に同時に火を点け、その燃焼状況を比べることで防災製品の有効性を確かめました。参加した防火クラブ員や地域住民は、火を点けるとすぐに燃え上がった一般製品に比べ、火を近づけても燃えない防災製品の効果を直に体験することで、家庭内で防災製品を使用すれば火災予防に有効であることを改めて実感していました。



防災製品の燃焼実験の様子

「キッズ防災フェスタ」を実施

小松市消防本部

小松市民防災センターでは18年10月22日、小学校低学年と幼児を対象にした「キッズ防災フェスタ」を開催しました。通常の防災センター体験コーナーはもちろん、各コーナーにおいては、親子で考える防災クイズを実施しました。特に、消防服を着せた子供たちをミニ消防車に乗せて走らせる企画は大盛況で、延べ400人近くの来場者が体験しました。フェスタでは、子供たちに遊び感覚で防災意識を植え付けるとともに、同行の保護者に対しても防火・防災意識の啓発を図ることが出来ました。



大人気だったミニ消防車への体験乗車

消防通信

望

楼

ぼうろう

「みんなの救急キャンペーン号」出発

甲賀広域行政組合消防本部

甲賀広域行政組合消防本部甲南消防署は18年11月11日、甲賀市役所甲南庁舎において「きゅうきゅうの絵作品展」の表彰式を実施しました。救急啓発事業の一環として小学生以下の児童を対象に「きゅうきゅう」をテーマに募集した応募作品258点の中から、一般市民の投票をもとに入賞作品を選出しました。当日は、全ての応募作品を市内巡回コミュニティバスの内外に掲載した「みんなの救急キャンペーン号」の出発式も行い、幅広い年齢層への啓発及び救急業務、消防行政への関心を高めることができました。



みんなの救急キャンペーン号

消防車で通学路を巡回

徳島中央広域連合消防本部

全国的に発生している幼い子供たちを狙った犯罪を軽減するための活動として、徳島中央広域連合消防本部中消防署は、地域住民の生命、身体、財産を守る観点から、本来の消防業務に支障のない範囲で、子供たちの下校時の安全をサポートする取組みを約1年前から実施しています。不定期ながら車両に「安全パトロール実施中」の磁気シートを貼り、防火広報、消防水利の点検等の業務を子供たちの下校時間に合わせて実施することにより、子供たちの警戒心を高め、地域の犯罪防止につなげています。



安全パトロールに出発

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校だより

■危険物科新設 ～危険物保安体制の向上を目指して～

去る平成18年11月20日、「危険物科」が始まりました。これは、従来「予防科」で取扱ってきた危険物の専門分野を分離独立させ、危険物保安行政に必要な内容を充実強化させたものです。本年度は、「幹部科」の創設をはじめ、各学科・コースを大幅に見直し、消防大学校創設以来の大改革を進めていることは、既にお知らせしたとおりです。危険物科新設もその一つに位置付けられます。

危険物科新設の背景としては、まず、危険物施設における火災、爆発、漏洩などの事故件数の大幅な増加が挙げられます。昭和50年代以降平成6年まで減少していましたが、その後増加に転じ、平成17年には580件と平成6年の2倍以上に急増しています。特に注目すべき点は、我が国を代表する企業施設で、火災・爆発事故が多発したことです。

第二に、近年における科学技術の進展と新たな材料の開発に伴い、危険物施設技術基準の性能規定化が進められていることが挙げられます。また、バイオマス燃料をはじめとする新素材・新技術の導入について安全対策が検討されていることも挙げられます。

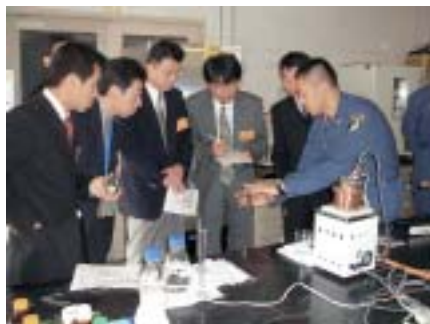
このように危険物施設の事故や技術基準の性能規定化

等に対応するため、各消防本部で危険物規制事務を担当する職員は、より高度な知識と技術を専門的に修得する必要があります。あわせて、各都道府県の消防学校で開講する「危険物科」教育の充実を図るため、専門教官の養成も求められていることから、このたび危険物科を新設する運びとなりました。

「危険物科第1期」には、全国から44名の学生が入校し、最新の行政動向をはじめ、関連する理化学分野や、企業防災に係る自主保安の取り組みなどを受講しました。また、漏洩事故の増加傾向を踏まえ、腐食・防食実験を実施したほか、東京消防庁消防技術安全所での判定試験実習を行いました。

学生の自主研修では、事前に持ち寄った研究テーマを類型化し、班ごとに研究し、その成果を発表しました。発表会では、各消防本部の事例や考え方を踏まえ、活発な意見交換が行われました。

危険物科卒業生が、消防大学校で学んだことを基礎として、危険物施設における保安体制の向上と事故防止を図るため、全国各本部で活躍されることを念願しています。



東京消防庁消防技術安全所での判定試験実習



石油コンビナート施設(横浜市内)での視察研修



腐食・防食実験

■消防大学校成績優秀者

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
火災調査科(第12期) 10月18日～12月7日 48名	菅野 辰之 森田 隆弘 小野 浩之 平松 勝良 松前 篤志	福島市消防本部(福島) 東京消防庁(東京) 相模原市消防本部(神奈川) 稲沢市消防本部(愛知) 大阪市消防局(大阪)

平成19年春季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、「消さないで あなたの心の 注意の火。」を統一防火標語とし平成19年3月1日(木)から7日(水)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているものです。特に平成17年中は3月から5月にかけて火災が多発しており(グラフ参照)、より積極的な防火対策の周知が必要です。

この運動を契機に、日頃忘れがちな火災に対する警戒

心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって火災予防を推進していくため、各地で様々なイベント(写真参照)や防火・防災訓練などが実施されます。

また、この春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」も合わせて実施します。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を使うなどして、積極的な広報を行って下さい。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

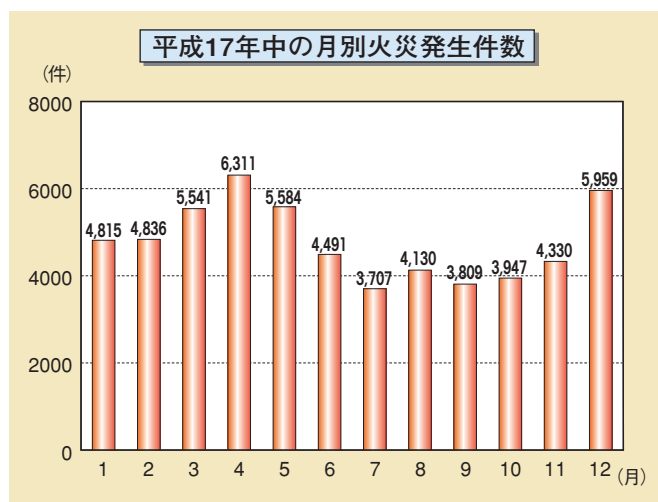
- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



火災予防運動で実施したイベント
(写真提供：下関市消防局)



住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。6,000人を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、死者の約8割が建物の倒壊によるものであったと言われています。このような被害を少しでも軽減するために、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて重要であり、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。

<住宅の耐震化について>

○自宅の建築年度の確認

昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物については、現行の建築基準法が適用されており、基本的に耐震性に問題はないと考えてかまいません。

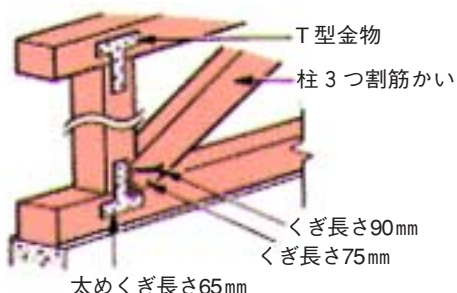
○耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築確認を受けた場合、まずは、自宅に建築確認を出してくれた役所の窓口相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を受け付けている場合もあります。

○耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等の追加、梁と柱の間の金具による補強や基礎の鋼材による補強等、さまざまな方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが大切です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。

耐震補強の一例



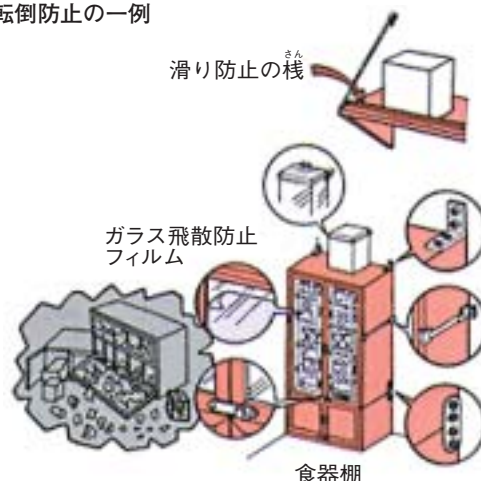
柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは、補強をしておきましょう。

<家具の転倒防止について>

○家具配置等の工夫

転倒被害を受けにくい家具配置について工夫しましょう。例えば、転倒した家具が出入口を塞がないよう出入口から離して配置する、就寝場所を家具から離したり、転倒しにくい側方部分となるよう配置するなど、部屋の状況にあわせて工夫してみる事が大切です。また、大きな揺れの際の落下を避けるため、テレビは低い位置に固定しておくなどの工夫も必要です。

転倒防止の一例



○具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL字金具や支え棒などで固定したり、食器棚に扉が開かないための金具を取り付けたり、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。転倒防止器具については、家電メーカー・家具メーカーやその取扱店に問い合わせたり、ホームセンターなどで販売されているものを活用しても良いでしょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止は、既存の制度を活用することなどにより通常より安価に対応できる場合もあります。ちょっとした意識の違いや工夫によって大きな被害を避けられるかもしれません。まずは手軽にできることから始めてみましょう。

※図に示した耐震補強や家具の転倒防止方法はあくまで一例です。家の構造、壁や家具の種類などにより適した方法が異なりますのでご注意ください。



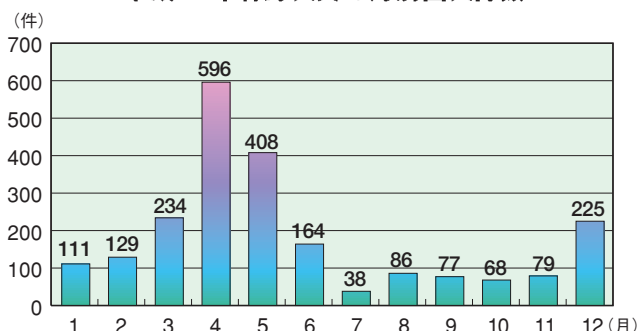
林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

特殊災害室

1. 林野火災の発生状況及び注意点

国内において発生する林野火災は、例年春先に多く発生しています。平成17年においても、4月に596件と最も多く発生しており、また3月から5月までの間に、1,238件の火災が集中して発生しており、年間の55.9%を占めています。この時期に、林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件が重なっていることと、春先になると火入れが行われたり、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

平成17年林野火災の月別出火件数



平成17年中の林野火災発生状況をみると出火件数は、2,215件（前年2,592件）、焼損面積は1,116ha（同1,568ha）、死者は11人（同11人）となっています。

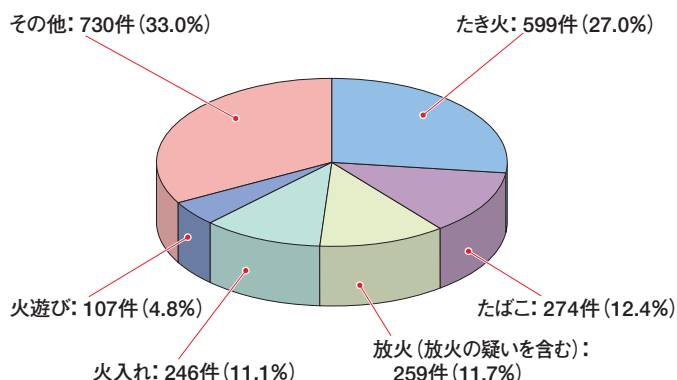
平成17年中の林野火災の出火原因としては、「たき火」によるものが599件で全体の約27%を占め最も多く、次いで「たばこ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「火入れ」の順となっており、火遊びを入れた人的失火による火災の割合は、全体の約70%を占めています。

このような失火による林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心掛けましょう。

【失火防止のための注意点】

- ・ 枯草などのある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には、完全に火を消すこと
- ・ 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰るなどマナーの向上に努めること
- ・ 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発令されている場合は、火気の使用は差し控えること

平成17年林野火災の発生原因別件数



2. 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防運動意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて、山火事予防を呼び掛けています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- ・ 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ・ ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- ・ 駅や市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- ・ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ・ 消防訓練及び防火研修会の開催、婦人（女性）防火クラブの広報活動など

3. おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の多くは、一人ひとりの注意でその発生を抑制することができるものです。

平成18年度山火事予防の標語
「伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ」



ふるさとを災害から守るための 消防団活動への参加の呼びかけ

防災課

消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神にもとづき入団し、地域の安心・安全の確保のため、消防・防災活動を行っています。

消防団は、ほとんどすべての市町村に設置され、平成18年4月1日現在、全国で2,584団、90万7人の消防団員が活躍しています。

消防団は地域密着性・要員動員力・即時対応力といった3つの特性を活かしながら、近隣の住宅火災における消火活動のみならず、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎょ等を行っており、また、国民保護の場合には住民の避難誘導等を行うこととされています。

平常時においても、消火訓練や防災訓練などの各種訓練のほか、応急手当等の講習会、住宅の防火指導の実施、予防広報活動など、地域の安心・安全のため各地で活発な取組みが行われています。特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村において、消防団は、消防活動を全面的に担っており、また、地理や住民の居住先等の地理情報を十分に把握しているため、大規模災害等では特にその力を発揮しています。

平成18年においては、平成18年7月豪雨や台風第13号

などの大規模な風水害が発生しましたが、各地において消防団員が献身的な活動を行い、被害の軽減に大きく寄与しました。

このように消防団は、地域における消防・防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために活躍しておりますが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて、消防団員数の減少や消防団員の被雇用者化・高齢化など様々な課題に直面しています。

その一方で、新潟市消防団のひまわり隊など、近年、女性の消防団への参加が増加しており、平成18年4月1日現在、全国で1万4,665人の女性消防団員が通常の災害対応のほか、広報活動、応急手当指導、一般家庭の防火指導及び一人暮らし高齢者宅への防火訪問など、多岐にわたる活動を行って大きな成果を上げており、今後も一層の活躍が期待されています。

地域の安心・安全を守るため、これからも地域の幅広い層から多くの方々が、消防団に参加されることを期待しています。

消防団のホームページ

<http://www.fdma.go.jp/syobodan>

消防団メールマガジンにご登録を!

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/magazine>



行進訓練を行うひまわり隊（新潟市消防団）

（写真提供：新潟市消防局）



平成18年7月豪雨災害で行方不明者捜索のため集まる消防団員（島根県：出雲市内の6消防団）

（写真提供：出雲市消防本部）

11月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防運第 34号	平成18年11月 8日	各都道府県国民保護主管部長 各指定都市国民保護主管局長	消防庁国民保護・防災部 国民保護運用室長	安否情報システムの運用に向けた準備について
消防予第466号	平成18年11月 9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）
消防総第607号	平成18年11月13日	各都道府県消防防災主管課長	消防庁総務課長	第9回全国消防広報コンクールの結果について
消防技第112号	平成18年11月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防技術政策室長	消防防災科学技術研究推進制度の積極的な活用について
消防災第427号	平成18年11月29日	各都道府県知事 各指定都市消防長	消防庁長官	「消防団協力事業所表示制度」の実施について（通知）

広報テーマ

1 月		2 月	
①文化財防火デー ②1月17日は「防災とボランティアの日」 ③消火栓の付近での駐車禁止	予防課 防災課 消防・救急課	①春季全国火災予防運動 ②住宅の耐震化と家具の転倒防止 ③e-カレッジによる防災・危機管理教育 のお知らせ ④全国山火事予防運動 ⑤ふるさとを災害から守るための消防団 活動への参加の呼びかけ	予防課 防災課 防災課 特殊災害室 防災課

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社